

# CONTENTS

# 商工会 ふくい

No.41  
春号  
2014.5

**【特集・新事業展開・販路開拓支援】**

- P1 県連合会に高度支援チームを設置
- P2 平成26年度国・県の企業支援制度について
- ～5
- P6 新分野展開スタートアップ支援事業採択企業
- P7 消費税転嫁対策窓口相談等事業

**【金融支援】**

- P8 マル経資金融資の限度額が拡大  
マル経資金利子補給が継続  
事業転換促進資金の創設
- P9 経営者保証に関するガイドライン

**【税務支援】**

- P10 「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲拡大

**【県内の景気動向】**

- P11 中小企業景況調査  
会員情報（経営動向）調査報告

**【施策情報】**

- P12 商工貯蓄共済積立金の運用状況  
平成26年度経済センサス調査について  
自動車税の納期限は6月2日（月）

福井ふるさと百景  
夜叉ヶ池（南越前町）

商工会は行きます 聞きます 提案します  
～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会  
〒910-0004 福井市宝永4-9-14  
TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157  
年4回(2・5・8・11月)1日発行

## 県連合会に高度支援チームを設置 ～高度で専門的な課題解決に向け支援体制を構築～

会員ニーズの第一は、会員自らの成長と発展であり、直面する課題がある場合にはその解決を優先するものです。会員ニーズは常に変化するものであるため、巡回訪問を積極的に行い、会員ニーズの状況把握とニーズに応じた支援を実施します。

現在、商工会は、「行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～」を展開中です。この活動は、巡回訪問を積極的に実施することにより、会員の現状を的確に把握し、会員の側に立って課題を解決していこうとするものです。

この取り組みの中、経営課題を整理して対応策を練ることや、新たな業種に進出するなどの、会員ニーズに対しては高度で専門的な支援が必要となります。

そこで、商工会の垣根を越えた「高度支援チーム」を組織整備し、専門スタッフの選抜と養成により、支援ニーズに対応していくとともに、商工会全体として支援体制の強化を図ります。

### 支援内容の例

- 課題は未整理で明確となっていないが、課題を整理して対応策を練る
- 事業後継者への支援
- 新たな業種に進出するための支援
- 創業するための支援
- 事業改善や問題提議するための支援
- 補助金、助成金等を要望・申請するための支援

# 平成26年度国・県の企業支援制度について

商工会連合会と商工会は、認定支援機関として国・県の施策を活用しながら、中小企業・小規模事業者の新事業展開や新商品・販路開拓を支援していきます。

## 小規模事業者持続化補助金

平成25年度補正予算「小規模事業者持続化補助金事業」の公募が開始されています。

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

本事業は全国商工会連合会からの委託に基づき、各都道府県商工会連合会に設けられる事務局が実施するもので、福井県の商工会地区については福井県商工会連合会が事務局となっています。

**【内 容】** 小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。

**【補助上限額】** 50万円（雇用を増加させる取組については、100万円を補助上限とします。）

**【参 考】** 小規模事業者の定義

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※従業員5人以下の小規模事業者が優先的に採択されます。

**【公 募 期 間】** 平成26年2月27日（木）から  
第1次締切 ～3月28日（金）17：00必着（終了）  
第2次締切 ～5月27日（火）17：00必着

## ふくいの逸品創造ファンド

**【目 的】** 県内の中小企業者等が、地場産業をはじめ地域の特色ある「ふくいの強み」を活かして創意工夫のある新商品・新サービス（ふくいの逸品）を開発し、顧客を獲得する取組みに対して、市場調査・商品開発・販路開拓などのマーケティングの観点から応援します。

**【助成事業の支援内容】**

I. 地域資源等を活用した新商品開発・販路開拓支援

「福井の強み」を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓

①小規模企業が連携して行う新商品開発や販路開拓

②「ふくい手しごと」（工芸品などの製品・製品技術）を活用した①の取り組み

（一 般：助成率1/2 限度額500万円）

（小規模連携：助成率2/3 限度額300万円）

（手 し ご と：助成率2/3 限度額300万円）



II. 企業同士の「連携」による福井産地の再活性化

- ①企業連携による繊維産地競争力強化モデル事業
- ②小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事業(助成率2/3 限度額600万円)

III. 農商工連携による新事業創出支援事業

商工業者と農林水産業者が連携し、県産の農林水産を活用して行う取り組みを応援します。  
豊かな農林水産物を活かした農商工連携事業の創出支援(助成率2/3 限度額600万円)

■募集スケジュール

募集期間：6月下旬～8月上旬 審査：9月中旬 交付決定：10月上旬

技能「後継者」育成支援事業

～技能承継、若手正社員の雇用を考えている事業主の方へ～

60歳以上の熟練技術者を継続雇用するとともに、新たに若手（39歳以下）の正社員を雇用して技能を承継する小規模事業主に対し、若手正社員の人件費の1/2（上限100万円）を補助します。

【補助対象者】

- 次のいずれにも該当する正社員50人以下の福井県内の製造業、職別工事業、製造小売業
- ①技能継承計画書を作成し、計画に基づき技能継承を実施
  - ②技能継承を受ける39歳以下の正社員をこれから新規に雇用（事業主の親族は除く）  
※ハローワークを通じて雇用（伝統的工芸品を製造する事業主は除く）
  - ③技能継承をする60歳以上の熟練技能者を継続雇用  
※熟練技術者に該当するかは個別に判断
  - ④交付申請を行う前後一定期間において、従業員を事業主都合により解雇していないこと
  - ⑤過去1年以内に労働関係法令違反により書類送検されていないこと
  - ⑥県税に滞納がないこと

【募集期間】

平成26年6月30日（月）まで

ふくいの商業者魅力アップ支援事業

～県外有名店で修業などを応援します～

県では、県内商業者の競争力向上を図るため、県外有名店で修業した方の県内開業や県外有名店で修業をする方に対して支援を行っています。

	県外有名店への修行を応援	県外・海外の有名店修行者のふるさと開業を応援
対象業種	飲食業、ファッション業、宿泊業	飲食業、ファッション業
補助対象経費	使用料および借損料（家賃）	店舗新築のための設計料および工事請負料および店舗の修繕料、消耗品費、広告料、その他開業に必要な不可欠な経費
補助額	月額上限5万円（家賃の1/2） （最大3年間）	上限500万円 改装、設備・備品購入費、消耗品費など
応募資格	①県外で1年以上修業予定であること ②修業終了後は福井県内に就業すること	①県外・海外有名店で修業経験を有することもしくは海外の専門学校での修業経験を相当期間有すること ②開業から3年以上営業を継続すること ③後継者の技術向上の指導を行うなど、県内同業種の発展に協力すること

【募集期間】

平成26年5月30日（金）まで

## EC 専門家派遣事業

県では、ネット通販・取引サイトを利用した販路拡大を目指す中小企業者に、ネット通販等サイトに関する専門家を派遣し、個別相談、ホームページの製作指導を行うことにより、県内中小企業者等の販路拡大を図ることを目的とします。

### ■募集企業の要件

- ① ネット通販・取引サイトの活用による販路拡大に意欲ある中小企業者等であること
- ② ネット通販・取引サイトの活用に係る目的、あるいはホームページの新規立上げや改善の具体的な目標が明確であること
- ③ 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること

### ■専門家の派遣内容

- ① 1回あたり2時間以上対応、1企業あたりの派遣回数は10回まで
- ② 1企業から複数年度にわたる継続申込は、原則受け付けません。
- ③ 最終派遣日から1週間以内に実施報告書を県に提出。また実施報告書には、派遣日に使用したレジュメや成果物・課題解決の状況のわかるものを添付してください。

◆募集開始時期 平成26年5月～6月を予定

## 経営改善・事業再生のための支援を行います

商工会連合会では、売上減少やコストの増加などの要因から資金繰りが悪化するなど、経営改善が必要な事業所に対して、経営指導員と弁護士・税理士・中小企業診断士等の専門家が協力して支援を行います。

必要に応じて金融機関との連携支援や、企業再建コンサルタント等の派遣を行い、経営改善計画の策定を支援することで、資金調達の円滑化および経営の安定化を図ります。

### ■事業再生のコンサルタントを派遣 ～ 企業再建のための専門家派遣事業 ～

『売上アップ』や『コスト削減』により経営改善・事業再生を図りたいとお考えの事業所に、再建の専門家を派遣し、コンサルタント費用の一部を補助します。

商工会の経営指導員と金融機関、および再建の専門家が連携し、各事業所の営業分野や実情に応じた経営改善計画の策定支援やフォローアップを行います。

【補助金額 … コンサルタント費用のうち、事業規模に応じて10万円または50万円】

### ■資金りの安定化に向けた経営改善計画の策定を支援 ～ 認定支援機関による経営改善計画策定支援 ～

借入金の返済負担等の影響により財務上の問題を抱えている事業所に対して、商工会と主要取引銀行などの認定支援機関が連携して、経営改善計画の策定支援を行います。

※経営改善計画を策定することで、条件変更や新規融資など金融機関からの支援が見込める事業所が対象

## 新分野展開スタートアップ支援事業

～福井県の技術開発等の後押しを支援する制度～

本県の中小企業者が持続的な成長を目指して経営の多角化や事業転換に取り組む場合に、設備や販路開拓等にかかる経費の一部を助成し、新分野への進出を支援します。

本事業では、新分野展開に必要な経費の一部を助成するほか、金融機関、商工会議所または商工会、産業支援センターで構成する支援チームが経営をサポートし、事業計画の実現を応援します。

<p>助成対象者</p>	<p>福井県内に主たる事業所を有し、1年間以上の事業実績があり、過去3年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の中小企業者等</p> <p>※中小企業者等とは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業者（ただし、「みなし大企業」は中小企業者から除く。）</li> <li>●事業協同組合</li> <li>●個人事業主</li> </ul> <p>※既存企業が新分野展開を行うために新たに企業を設立した場合も含まれます。</p> <p>※過去3年間に福井県産業労働部が所管する補助金等を受けた方は対象になりません。</p>
<p>助成対象事業</p>	<p>既存事業の経営資源を活用して取り組む経営の多角化や事業転換を行う取り組み。</p> <p>※具体的には、産業分類（細分類以上）が異なる新しい分野への進出や、技術、用途、性能等において従来とは異なる分野へ進出しようとする取組みをいいます。</p> <p>※以下の事業内容が助成の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新商品、新サービス等の開発</li> <li>●新商品製造、新サービス提供等に要する施設・設備の整備</li> <li>●展示会、見本市、商談会等への参加</li> </ul> <p>新商品等の販路開拓のための広報 など</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>新商品等開発、施設・設備、販路開拓等にかかる費用</p> <p>（建物修繕費、構築物費、機械装置費、工具・器具・備品費、原材料費、外注加工費、謝金、旅費、使用料・賃借料、需用費、役務費など）</p>
<p>助成率および助成限度額</p>	<p>助成率 2/3 以内（助成限度額 1,000 万円）※助成限度額の下限は 100 万円になります。2年間の事業計画まで助成可能です。</p>

### 【交付決定までのスケジュール】

募集期間：～5月30日（金）（必着）  
 ヒアリング調査：6月頃  
 審査会：7～8月頃  
 交付決定：9月頃

### 【応募方法】

応募にあたっては、金融機関および商工会議所、商工会の意見書が必要になりますので、申請を検討される場合には、一度商工会にご相談ください。

# 新分野展開スタートアップ支援事業採択企業

昨年度、新分野展開スタートアップ支援事業に採択された事業所の中から、採択された内容を紹介します。

## 株式会社中島機械

所属商工会：坂井市商工会  
業 種：農業機械販売業

### 防草シート固定用の杭を開発

最大の特徴は杭の下部にジグザグ形状の抵抗板を設けたことです。（特許及び意匠登録出願済）杭が抜けようとする、この抵抗板が土を斜め上方向に持ち上げようとするため非常に大きな抜け抵抗を発揮します。従来の杭では抜けやすかった軟らかい土でも抜けにくくなりました。

また材質はABS樹脂とし、一般的に使用されているリサイクル材を使用しないことにより安定した強度を確保しました。更に紫外線吸収剤を入れることで耐久性もあります。商品は長さ18cmのZPK-180、25cmのZPK-250、36cmのZPK-360の3種類を生産する予定です。ZPK-180とZPK-250は4月下旬より発売開始します。



## 有限会社街の牛乳屋さん

所属商工会：坂井市商工会  
業 種：乳製品製造・小売業

### 「街の牛乳屋さん」から「街の牛乳さんが薦める食のご提案（仮称）」への展開

大手企業と同じサービスではなく、「街の牛乳屋さん」としての地域密着スタイルを高め、地場産の食材をメインに扱い、「牛乳屋さんだからできるスイーツ」に続く商品開発として夕食時よりも忙しい朝食時をターゲットにした「牛乳さんが薦める食のご提案シリーズ（仮称）」を開発しました。

特徴として、共働き世帯の女性の意見を取り入れ少しでも家事の負担を減らすことができるようになります。朝食以外の商品についても、牛乳の配達時間が早朝5時30分までということもあり、共稼ぎ世帯の多い福井県において時間の分からない日中の配達ではなく、出社前の早朝の配達ということで、到着後すぐに使えるという点をアピールします。

#### 開発商品の内容

①手軽ですぐに食べられる総菜の自社開発、②パン、卵、野菜といった他社商品を組合せたセットメニュー



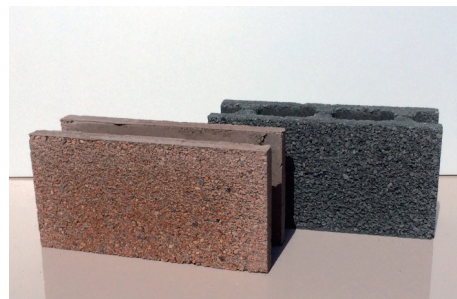
## 株式会社谷口工務店

所属商工会：わかさ東商工会  
業 種：一般土木建築工事業

### 廃瓦等を利用した新規格ブロックの開発・製造・販売事業

当社は大正8年創業以来約100年、住宅建築から、官公庁のインフラ整備まで手掛け成長、発展してきました。昨今、廃棄物処理が大きな社会問題となる中、建築業界でも廃瓦等の処分が問題となっています。これを踏まえ、当社では廃瓦を利用した新規格エコブロックの開発・製造・販売事業の事業計画を作成し採択されました。

当ブロックは①質量②サイズのミニ化③色彩のバリエーションの点で既製ブロックに対し優位性があると考えられます。当社では現在、新規ブロックを使用した展示場を建設中であり、今後の販路拡大に向け準備を進めています。

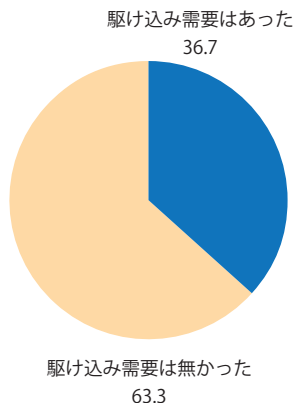




# 消費税率の引上げに対する”円滑かつ適正な価格の転嫁”を支援 ～消費税転嫁対策窓口相談等事業～

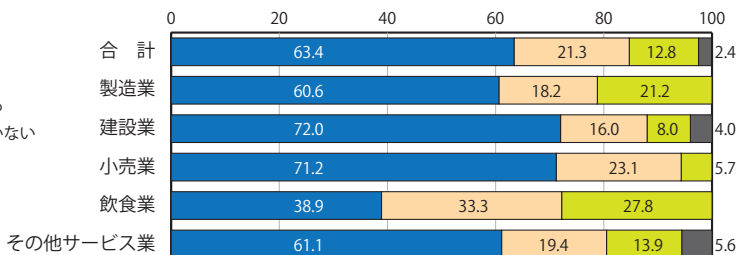
県商工会連合会では、平成26年4月4日～9日にかけて県内173事業所に対して、消費税引き上げ後の経営実態調査を実施しました。その際のアンケート結果を紹介いたします。

## Q 消費税引き上げにともなう駆け込み需要



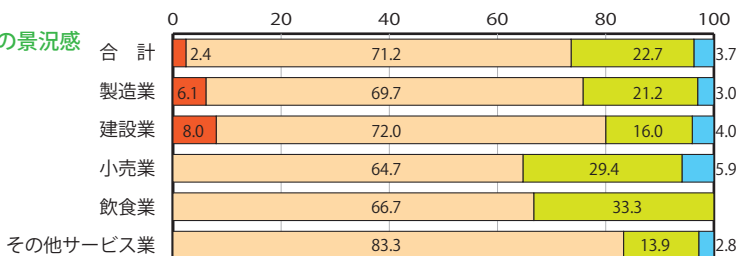
## Q 消費税増税分の転嫁

- 全て転嫁できている
- 一部は転嫁できている
- ほとんど転嫁できていない
- その他



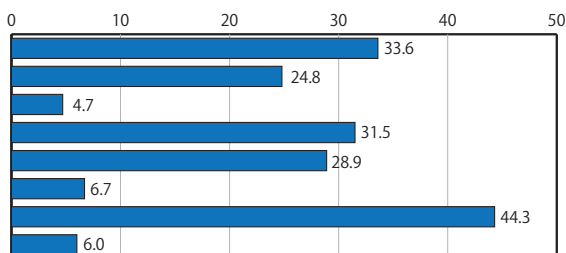
## Q 消費税引き上げ後の景況感

- 大変好調
- 好調
- 普通
- 悪化
- かなり悪化



## Q 消費税引き上げにより望む支援策

- 運転・設備資金に対応する低利の融資制度を創設
- 消費税の価格転嫁を促すよう、行政や業界団体等への申し入れ
- 消費税の価格転嫁へ理解を深めるために各種説明会等を実施する
- 法人税など別の税制での企業への緩和措置をとる
- 納税負担を軽減するため、分割納税など納付方法を変更する
- 経営強化のセミナーや相談会などを実施する
- 販路拡大や設備投資などの補助、助成制度を充実させる
- その他



平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引上げられたことに伴い、増税分を円滑かつ適正に価格転嫁できるかどうか、中小企業・小規模事業者にとって重要な課題の一つとなっています。

県商工会連合会では、消費税の引上げや制度変更の円滑な実施のため、講習会の開催、相談窓口の設置や専門家の派遣、パンフレット等による周知等を行います。

## ■ 具体的な支援策

### 1. 講習会開催

消費税制度の改正内容について周知を図るとともに、事業所が引き上げられる消費税のスムーズな転嫁を円滑かつ適正に進めることを促進するため、県内各商工会にて税理士等の専門家を講師に招き、講習会・セミナー等を開催いたします。

### 2. 相談窓口の開設

円滑かつ適正に消費税転嫁を図るためには、売上の拡大に繋がる新商品開発や新分野展開、IT化、経営計画の策定など前向きな戦略や、コストの削減や事業承継などあらゆる経営課題の解決が必要になるため、それらの課題解決に対して、商工会の経営指導員等がご相談を受け付けます。

また、上記に加えて、課題解決のために個別・集団指導のため専門家派遣も行います。

### 3. パンフレット等の配布

消費税制度の改正内容や政府の講ずる転嫁対策などについての中小企業向けの分かり易いパンフレット等により、周知活動を行います。

## マル経資金(小規模事業者経営改善資金)融資の限度額が拡大

マル経融資は、商工会等の「融資の推薦」を受けた方だけが利用できる融資制度です。無担保・無保証人・低利で資金調達できます。平成26年度の予算を受け、マル経融資の限度額が**1,500万円から2,000万円**に拡大されました。

### 【融資の条件】

融資金額	2,000万円
返済期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内
利率	1.45% (平成26年4月15日現在)

なお、2,000万円の融資を受けるためには事業者が策定（必要に応じて商工会の経営指導員が策定を補助）した所定の事業計画書（経営上の課題と借入による課題改善策の策定、資金繰り表の作成、設備資金を含む場合はその効果分析）を添付する必要があります。

お問い合わせはお近くの商工会へ

## マル経資金(小規模事業者経営改善資金)利子補給制度が継続

県では、日本政策金融公庫が取り扱うマル経資金（小規模事業者経営改善資金）について貸付けを受けた日から、2年間の利子のうち0.5%分の利子補給を行っています。今年度新たに対象となる方および内容は下記の通りです。

対象者	平成26年4月1日から平成27年3月31日までにマル経資金の融資を受けた者（過去に利子補給を利用した者については、借換え充等分を除く新規の借入れを対象とする）
補給額	利子のうち0.5%相当分 1.45%（平成26年4月15日現在）－0.5%＝ <b>実質金利0.95%</b>

## 事業転換促進資金の創設

県では、中小企業が次のステップに進むため、既存債務の圧縮を図りながら、成長産業への事業転換を支援するため、事業転換促進資金を創設しました。

対象者	次のいずれにも該当する中小企業者 ・現在の事業を将来的に縮小（廃止）し、別事業を新たに開始すること ・新事業売上の占める割合が計画実施後5年以内に20%以上となることが見込まれること ・借換えを含む場合は、借換え後の月々の返済額が借換前の月々の返済額よりも減少すること
融資限度額	8,000万円
資金使途	・認定支援機関の支援により策定された計画に基づく事業転換の実施に必要な新規事業資金 ・既往借入金（保証協会の保証付きに限る。）の借換えに必要な資金
融資期間	10年以内（据置1年以内）
融資利率	1.70～2.00%（保証協会の保証が必要です）
保証料率	0.45%～1.90%

### 《支援例》

- 工場を廃止し、介護事業等に参入
- 小売店の空きスペース等を利用して、カフェを創設
- 端材を活用したアクセサリ等の製造販売

融資の申込みは、最寄りの商工会へ



# 経営者保証に関するガイドラインができました

## ■経営者保証に関するガイドラインとは

中小企業の経営者が金融機関に差し入れている個人保証について、保証契約を締結する際や、金融機関等の債権者が保証の履行を求める際の、中小企業（債務者）・保証人・金融機関等（債権者）の自主的なルールを定めたものです。

従来から中小企業の経営者による個人保証については、思い切った事業展開や早期の事業再生を阻害する要因となっているなどの意見がありましたが、ガイドラインを策定することにより、これらの問題・弊害を解消し、中小企業の活力を引き出すことを目的としています。法的拘束力はないものの、中小企業・保証人・金融機関等が自主的に尊重し、遵守することが期待されています。

平成26年2月1日以降、新たに保証契約を締結する場合や、既存の保証契約（適用開始日以前に締結されたものを含みます）について、保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインが適用されることになります。

## ■ガイドラインの概要

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

(1) 中小企業・経営者の対応 <保証契約を提供せずに資金調達を希望する場合>

- ①法人と経営者の経理・資産等の一体性の解消（例：法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止等）
- ②財務基盤の強化（例：財務状況や経営成績などから一定の返済能力および信用力が見込まれる場合）
- ③適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保（金融機関等への決算報告の他、試算表・資金繰り表等の定期的な報告）

(2) 金融機関の対応

- ①経営者保証を代替する融資手法のメニューの充実
- ②中小企業の経営状況や返済能力等を総合的に勘案する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法の活用可能性を検討

### 2. 経営者保証の契約時における債権者の対応

やむを得ず保証契約を締結する場合等においては、従来以上に丁寧な説明および適切な保証金額の設定など誠実な対応が求められます。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直し

債権者は、特に事業承継時には、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、契約締結の必要性を改めて検証するとともに、前経営者との保証債務についても状況を勘案の上、適切に判断する必要があります。

### 4. 保証債務の整理

(1) 中小企業・経営者の対応

法人の債務整理手続きと同時に経営者の保証債務の整理を求めることができます。（一定の経営責任をとった上で、経営者が引き続き経営に携わることも検討できます）

(2) 金融機関の対応

保証人の手元に残る資産の範囲に「一定期間の生活費〔標準的な生活費33万円×雇用保険の給付日数（90～330日）〕に相当する額」や「華美でない自宅」は残すなどの対応を検討

### 5. 信用情報機関への登録

本ガイドラインの保証債務の整理を行った場合、信用情報機関への登録は行われません。

※上記はあくまでガイドラインの概要であり、個別の案件および詳細については、[各商工会または下記相談窓口](#)にご相談下さい。

#### 【中小企業関係団体】

中小企業基盤整備機構 北陸本部 TEL 076-223-5546

#### 【金融機関の関係団体の窓口】

全国銀行協会 全国銀行協会相談室 TEL 050-3385-6091

全国信用金庫協会 全国しんきん相談所 TEL 03-3517-5825

全国サービサー協会 苦情受付・相談センター TEL 03-3221-6711

# 「領収証」等に係る印紙税の改正

## 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

「金銭又は有価証券の受取書」については、これまで、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降、この非課税範囲が、受取金額5万円未満のものまで拡大されています。

### ◆「金銭又は有価証券の受取書」とは◆

金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

## 「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が拡充

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」については、これまで、これらの契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるものに軽減措置が適用されていましたが、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間、この軽減措置の適用範囲・軽減額が拡充されています。

### 【不動産の譲渡に関する契約書（第1号の1文書）】

記載された契約金額		従来の印紙税額	軽減後の印紙税額
1万円以上	50万円以下		200円
50万円を超え	100万円以下		500円
100万円を超え	500万円以下		1千円
500万円を超え	1千万円以下		5千円
1千万円を超え	5千万円以下	1万5千円	1万円
5千万円を超え	1億円以下	4万5千円	3万円
1億円を超え	5億円以下	8万円	6万円
5億円を超え	10億円以下	18万円	16万円
10億円を超え	50億円以下	36万円	32万円
50億円を超えるもの		54万円	48万円

### 【建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書（第2号文書）】

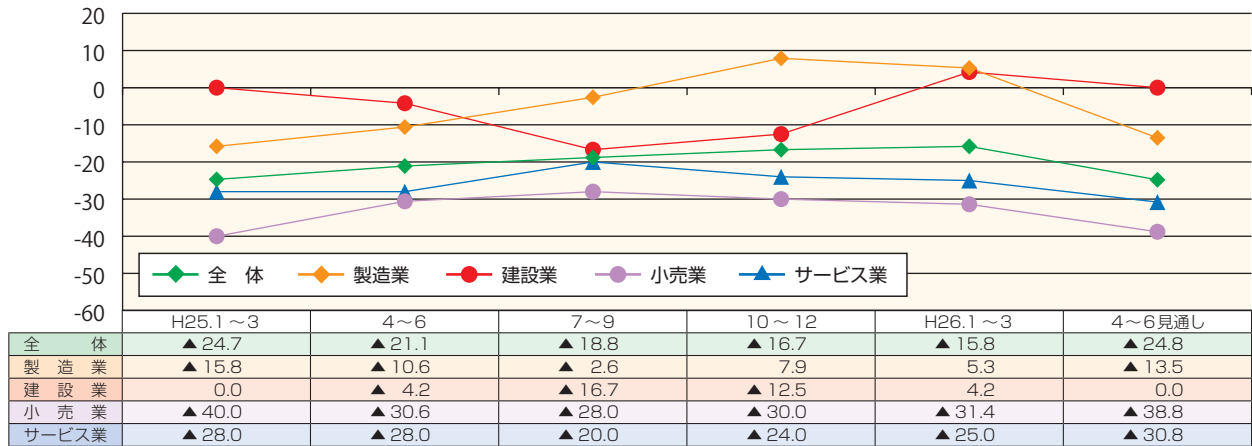
記載された契約金額		従来の印紙税額	軽減後の印紙税額
1万円以上	200万円以下		200円
200万円を超え	300万円以下		500円
300万円を超え	500万円以下		1千円
500万円を超え	1千万円以下		5千円
1千万円を超え	5千万円以下	1万5千円	1万円
5千万円を超え	1億円以下	4万5千円	3万円
1億円を超え	5億円以下	8万円	6万円
5億円を超え	10億円以下	18万円	16万円
10億円を超え	50億円以下	36万円	32万円
50億円を超えるもの		54万円	48万円

# 中小企業景況調査

(平成26年1月～3月期)

福井県商工会連合会では、福井県内商工会員165企業に対して年4回景況調査を実施しています。

## 業況のDI値の推移 (対前年同期比)



### ※ DI 値 (ディフュージョン・インデックス、景気動向指数)

企業の景気動向を示す指標です。各調査項目について<増加・上昇・好転>の割合から<減少・低下・悪化>の割合を差し引いた値で、<景気動向指数>を表しています。 DI (数式) = (上昇企業数 - 低下企業数) ÷ 回答企業数 × 100

## 会員情報 (経営動向) 調査報告 (平成26年1月～3月期)

厳しい経営環境の中で懸命に企業経営に取り組んでおられる会員企業の皆さまから、経営動向に関する御意見を頂きました。その中から、一部を御紹介させていただきます。

### 業種別動向

建設業	
①土木工事業	・受注増により従業員を募集しているが、必要とする人材が集まらない。(坂井地区) ・燃料費等の見直しを図り経費を削減して利益の確保に努めたい。(高志・福井地区)
②建築工事業	・消費増税前の駆け込み需要により多忙であるが、売上金回収期間が長期化し資金繰りは厳しい。(坂井地区) ・増税前の駆け込み需要により人手不足のため人件費の高騰に繋がり、固定費が増加し利益を圧迫している。(高志・福井地区) ・消費税増税後の需要減少が懸念される。(坂井地区)
製造業	
①繊維製造業	・業績が悪化し銀行借入金の条件変更を実施し、経営陣の刷新を行うとともに不採算部門を撤退し業績の改善に取り組む。(丹南地区) ・業況も好調で新規事業展開も順調に推移し、新たな雇用を確保したいが中小企業では必要とする有能な人材を確保することが困難な状況にある。(高志・福井地区) ・金融円滑化法が終了して1年が経過し金融機関の貸し渋りが懸念されたが、以前と同じように条件変更の更新に対応している。(高志・福井地区)
②機械製造業	・円安傾向の中で順調に推移し雇用情勢も変わらず。(丹南地区) ・売り上げの大きな変化はないが、堅実経営に心掛けることにより必要な設備投資の融資が受けやすくなった。(坂井地区)
③食品製造業	・緊急雇用助成金制度を活用して従業員を増加した。(嶺南地区)
④和紙製造業	・業界が衰退する中で新商品開発や販路開拓に取り組む。(丹南地区)
⑤印刷業	・消費税増税の商品価格表示変更の受注増。(坂井地区)
小売業	
①食品小売業	・市・町行政のプレミアム商品券発行を足がかりとして消費増税後の売上減少に歯止めをかけたい。(坂井地区・嶺南地区)
②家電小売業	・白物家電の消費増税前に駆け込み需要があったが、在庫切れにより入荷不能に陥った。(坂井地区・福井地区)
③燃料小売業	・年度末に急激な需要があり、運転資金が大幅に急増した。(嶺南地区)
サービス業	
①飲食店	・好天に恵まれて人の出足が好調。春先も客足が順調に推移。(坂井地区)
②自動車整備業	・販売部門で売上増となったが、今後の買い控えが予想されるので経営計画の策定に取り組まなければならない。(丹南地区)
③介護事業	・新事業を展開するので従業員を新規に雇用し規模拡大を図る。(嶺南地区)
④クリーニング業	・石油関連商品の仕入れ価格の高騰により利益が減少し、消費税増導入後に価格転嫁を検討しなければならない。(高志・福井地区)
⑤看板業	・価格表示変更により受注増となった。(坂井地区)

県内の景気動向



# 商工貯蓄共済積立金の運用状況

商工会会員の皆様にご加入いただいております商工貯蓄共済は、毎月の掛金から年に一度、生命保険料と事務手数料を差し引いた残りを商工貯蓄共済積立金として一元的に運用しています。

平成26年3月31日現在の運用状況は次の通りです。

種 別	設定金額 (百万円)
金融機関定期預金	1,500
国債・地方債・政府保証債	4,349
福井県商工振興協同組合への貸付金	555
普通預金 他	74
計	6,478

## 平成26年度経済センサス-基礎調査 及び商業統計調査への協力について

- 経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基礎構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とします。
- 商業統計調査は、商業を営む事業者について、産業分類別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

調査票は平成26年6月末日までに届きます。

調査の意義・重要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

経済センサス

検索

## 自動車税の納期限は6月2日(月)です。

### 便利で確実な口座振替が利用できるようになります。

来年度以降の自動車税について『口座振替』が利用できます。

詳しくは、最寄りの金融機関や福井県税事務所（嶺南振興局税務部）へご相談ください。



### コンビニ納税できます！

金融機関の他下記のコンビニエンスストアで納めることができます。



#### 【利用できるコンビニ】

- ローソン ●ファミリーマート ●サークルK ●サンクス
- ミニストップ ●セブン-イレブン ●コミュニティ・ストア
- デイリーヤマザキ ●ポプラ ●ヤマザキデイリーストア
- エブリワン ●くらしハウス ●ココストア ●スリーエイト
- スリーエフ ●生活彩家 ●セーブオン (順不同)

#### ◆◆お問合せ先◆◆

福井県税事務所

TEL：0776 - 21 - 8274

嶺南振興局税務部

TEL：0770 - 56 - 2223